

## 第2回 地域シンクタンク・モニター調査結果から

## 産官学連携で地域経済を活性化

労働政策研究・研修機構は、総合的な労働政策研究の一環として、昨年より「地域シンクタンク・モニター」を実施している。本制度は、地域に軸足を置いた調査研究活動を実施する九つのシンクタンク（組織名は文末参照）から、四半期ごとに地域経済や雇用・労働情報を収集し（六〇頁参照）、本誌上やホームページで情報提供するものだ。

今回は、五月下旬に回答いただいた第二回モニターで聞いた、地域活性化と産官学連携の事例を中心にレポートする。

## 衰退した商店街の活性化

大型ショッピング・センターの相次ぐ出店に伴い、既存の商店街に空き店舗が増え、「シャッター通り」と呼ばれる地域が拡大している。地域経済の停滞が伝えられる中、街づくりを通じた地域振興策をモニターに尋ねた。

北海道二世紀総合研究所から、室蘭市のレポートが寄せられた。かつて製鉄で栄えた室蘭市は中心市街地が衰退していた。これに危機感をもった地元商店街は、商業施設に公民館と図書館と民間保育所が入居する「ぶらっと・てついち」をオープン。公共施設と小売店が一体化した全国でも珍しい建物だ。ビル内では、地元の商店が営業。市場の雰囲気を生かしながら、地元産の鮮魚や野菜を販売している。衰退した地元商店街が、新たな器を得て再出発し、復活をめざしている。

関西社会経済研究所から、「文化」をキーワードとした再活性化の事例が寄せられた。かつて町人文化で栄えた大阪船場地区は二〇〇三年、地域振興策「船場夢舞台」を試験的にスタート。アーティストや芸人、ミュージシャンに安い賃料で、発表の場を提供している。これを機に船場地区は、町人文化が若者文化に姿を変えつつ、活気を取り戻している。

九州経済調査協会は、熊本市の商店



「ぶらっと・てついち」の店舗

街の事例を紹介。「ハイテク」「レトロ」などを軸とした、個性的な取り組みがはじまっている。

熊本市は九八年度から、商店街活性化特別支援事業として、独自の施策に最大三〇〇万円を補助している。〇三年度は、五〇地域を支援した。市の中心にある上通（かみとり）地区では、店頭のみ取り機にかざすだけで代金支払いができる電子マネー「エディー」を導入。カード利用ごとにマイレージがたまる特典が好評だ。

また、子飼（こかい）地区では、「昭和レトロ」を売り物に、イメージ戦略で活性化をめざしている。昔ながらの雰囲気、個人商店が生鮮食品などを販売。一部の店舗は、路上に商品を



大阪・船場の街角



「昭和レトロ」が売りの子飼商店街

並べ、昔の雰囲気を再現し、集客力の向上を狙っている。

## 企業誘致による地域経済の振興

地域経済の活性化に向け、地方自治体も積極的に動いている。

常陽地域研究センターは、茨城県の取り組み事例を報告した。県は企業誘致を促進するため、全国でも例がない県税の特別措置を実施。二〇〇三年四月一日から二〇〇六年三月三十一日までに、県内に事業所または事務所を新増設し、五人以上従業員が増加した場合、法人事業税の課税を三年間免除、また不動産取得税も免除している。

中国地方総合研究センターは、宍道湖の畔にある島根県斐川町の事例を紹介。斐川町は九〇年代、富士通や村田製作所など大企業誘致に成功。しかし、誘致した企業から製品を受注できる地元企業が少なかった。そこで町の企業



「ビジネスサポートひかわ」での研修

振興室が中心となり、地元企業に対する支援を目的とするNPO法人「ビジネスサポートひかわ」を設立。町とNPOが連携して新製品を開発し、新たなマーケットを開拓している。

九州経済調査協会から、海外企業誘致のリポートが寄せられた。福岡県は二〇〇二年一月、県内と東京に企業誘致センターを設置。ドイツ・フランクフルトなど海外五カ所にも誘致事務所を置き「アジアの玄関口」としての福岡の地理的メリットをPRしてきた。二〇〇三年度は、海外企業七社の誘致に成功。過去の海外企業誘致致数（年平均三・二社）から倍増した。

### 再活性化を目指す地場産業

地域経済の活性化には、地場産業の復活もポイントとなる。地場産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、再活性化した事例を尋ねた。

関西社会経済研究所は、阪神大震災から復活した中小靴製造業のレポートが寄せられた。阪神長田地区は、九五年一月の大震災で、甚大な被害を受けた。地場産業である靴製造工場も崩壊し、地場産業は衰退の一途をたどっていた。苦境のおり、中小靴製造業のオーナーの娘が、「長田ブランド」を打ち出した。幼い頃から父の靴工場で養った感覚と、大学で学んだデザイン学の相乗効果により生まれたものだ。高級感溢れるデザインで売り上げを伸ばし、長田地区再生モデルとして注目を集めている。

四国経済連合会は、生き残りを賭けたタオル業界の事例を紹介している。愛媛県今治地区は国内最大のタオル産地だ。安価な中国製品の流入で、年々競争力が低下する中、地元業界は高級タオル作りを開始した。地元タオル美術館を開設し、ブランドを確立。海外の品評会にも出店し、高い評価を得た。都内にアンテナショップを開設し需要を喚起、生き残りを賭けた取り組みを進めている。

### 生き残りをかけ産官学連携

企業が地元大学と共同研究を行い、新規事業を創設することで、地域経済に貢献する事例が増えている。モニターに産官学連携の事例を聞いてみた。

北陸地方は産官学連携が盛んだ。同地域を調査対象とする北陸経済研究所からは、地域の大学・企業の取り組み状況の報告があった。

福井大学は、研究成果を首都圏の企業に発信しはじめた。東京都に今年四



今治は高級タオルで生き残り

月、「コラボ産官学プラザ」を開設。一三人の技術移転コーディネーターのうち、三人が東京で活動する。主に同大学の得意とする繊維や原子力研究を紹介し、共同研究に結びつける役割を果たしている。

また、地域のメインバンクである北陸銀行は、金沢大学のバイオ研究成果を地元医薬品メーカーに技術移転するため、同大学のTLO（技術移転機関）と共同説明会を開催した。地元医薬品メーカー、食品メーカー三〇数社が参加。北陸銀行は、地域金融機関として、地元大学と企業の橋渡しをしている。中国地方総合研究センターからは、

銀行と大学の包括連携の報告があった。広島大学は今年四月、学内ベンチャー企業の育成や新金融商品の開発などを目的に、広島銀行との連携を発表した。国立大学法人と銀行の包括的連携は全国でも初めてだ。モデルケースとなるような成果が期待されている。青森公立大学地域研究センターから、全国でも例がない「経営経済学」分野での報告があった。

文系単科大学の青森公立大学は、「一四年度青森市ものづくりモデル事業」に指定された「リグノ技術」を積極的に支援してきた。「リグノ技術」は、欧州で急成長した木造住宅技術で、四階建て木造建築も可能とするものだ。この技術は、単に革新的木造住宅技術にとどまるものではない。戦後植林された杉の用途を拡大させ、川上産業である林業や製材業を再活性化させる可能性を秘めた技術だ。今後は、東京大学・熊本県立大学から工学面での支援を受け、疲弊した地域経済や林業の再活性化を目指していく。

今回の調査で、大学が地元企業と積極的に産学連携している事例が数多く寄せられた。一八歳人口の減少、国立大学法人化等、大学を取り巻く状況は急激に変化している。生き残りを賭けた地方大学が、企業との連携を強めていることがうかがえる。

◆ ◆ ◆  
モニター登録機関は、全部で九研究機関。北から、(株)北海道二一世紀総合研究所(北海道)、青森公立大学地域研究センター(青森)、財団法人常陽地域研究センター(茨城)、財団法人中部産業・労働政策研究会(愛知)、財団法人北陸経済研究所(富山)、財団法人関西社会経済研究所(大阪)、社団法人中国地方総合研究センター(広島)、四国経済連合会(香川)、財団法人九州経済調査協会(福岡)。

(\*) 本文の写真は、実施団体のHP掲載のものを使用しました。

(調査部 遠藤彰)

## 地域経済動向の推移

	10～12月期の地域経済動向 (7～9月期と比較)	1～3月期の地域経済動向 (10～12月期と比較)	4月～6月期の地域経済 予測(1～3月期と比較)
㈱北海道21世紀総合研究所	↘ やや悪化	↘ やや悪化	↗ やや好転
青森公立大学地域研究センター	→ 横ばい	↘ やや悪化	↘ やや悪化
(財)常陽地域研究センター	→ 横ばい	↗ やや好転	→ 横ばい
(財)中部産業・労働政策研究会	↗ やや好転	↑ 好転	↗ やや好転
(財)北陸経済研究所	→ 横ばい	↗ やや好転	↗ やや好転
(財)関西社会経済研究所	*	↗ やや好転	→ 横ばい
(社)中国地方総合研究センター	↗ やや好転	↗ やや好転	→ 横ばい
四国経済連合会	*	↗ やや好転	↗ やや好転
(財)九州経済調査協会	→ 横ばい	↗ やや好転	↗ やや好転

\*(財)関西社会経済研究所と四国経済連合会は第2回調査から参加のため回答なし。

## 雇用動向の推移

	10～12月期の雇用情勢 (7～9月期と比較)	1～3月期の雇用情勢(1 0～12月期と比較)	4月～6月期の雇用情勢 予測(1～3月期と比較)
㈱北海道21世紀総合研究所	→ 横ばい	↘ やや悪化	↗ やや好転
青森公立大学地域研究センター	→ 横ばい	↘ やや悪化	↘ やや悪化
(財)常陽地域研究センター	↗ やや好転	↗ やや好転	→ 横ばい
(財)中部産業・労働政策研究会	↗ やや好転	↗ やや好転	↗ やや好転
(財)北陸経済研究所	↗ やや好転	↗ やや好転	↗ やや好転
(財)関西社会経済研究所	*	→ 横ばい	→ 横ばい
(社)中国地方総合研究センター	→ 横ばい	↗ やや好転	→ 横ばい
四国経済連合会	*	→ 横ばい	→ 横ばい
(財)九州経済調査協会	↗ やや好転	↗ やや好転	↗ やや好転

\*(財)関西社会経済研究所と四国経済連合会は第2回調査から参加のため回答なし。

# 人材開発：教育、訓練および生涯学習に関するILO勧告の概要

## I. 目的、範囲および定義

1. 加盟国は、社会的対話に基づいて、経済政策、財政政策、社会政策と一貫性がある、国の人材開発、教育、訓練ならびに生涯学習の政策を作成、適用し、かつ見直すべきである。
2. 略
3. 加盟国は、次のようなものを人材開発、教育、訓練および生涯学習政策とすべきである：(a) ディーセントの職を創出し、また、持続可能な経済および社会の発展の達成を目的とした一連の政策手段の一部として、生涯学習およびエンプロイアビリティを促進すること；(b) 経済および社会の目標に同等の考慮を払い、能力開発、ディーセントワーク、仕事の保持、社会発展、社会的一体性および貧困削減の推進とともに、国際化する経済および知識・技能社会にてらし、持続可能な経済発展に力点を置くこと；(c) 革新が新たな雇用機会を創出し、かつ新たな技能に対する需要を満たすための教育と訓練への新たな取り組みを求めるものであることに鑑み、革新、競争力、生産性、経済成長、ディーセントワークの創出、および人々のエンプロイアビリティの重要性を強調すること；(d) インフォーマル経済活動を、主流経済生活と完全に一体化したディーセントワークへ転換させるという課題に対処すること；政策およびプログラムは、ディーセントワーク、および教育・訓練機会の創出、ならびに、労働者と使用者をフォーマル経済に移行させることに役立つ取得した事前学習および技能を認証する、という目的を持って開発されるべきである；(e) 地域、国内および国際連携ネットワークを利用して、教育および訓練における、また、教師・指導員の訓練における、情報・通信技術の活用に必要なインフラへの公的および民間投資を推進かつ維持し；(f) 教育および訓練への参加の不平等を軽減する。
4. 加盟国は次のことをすべきである：(a) 教育および訓練は万人の権利であることを認識し、社会的パートナーと協力して、すべての人が生涯学習を利用できるようにする；(b) 生涯学習の実現は、次のような明確なコミットメントに基づくべきである；政府は、すべてのレベルで教育および訓練を強化するための投資および条件整備を行い；企業は、自社従業員の訓練を行い；かつ各個人は、自己の能力およびキャリアを発展させる；

## II. 教育、訓練政策の開発および実施

5. 加盟国は次のことをすべきである：(a) 社会的パートナーの参画を得て、教育、訓練に対する国家戦略を明確にし、また、国、地方、地域、分野および企業のレベルでの訓練政策の指針となる枠組を確立すること；(b) 企業が教育および訓練に投資し、各個人が自己の能力およびキャリアを発展させ、かつすべての者が教育および訓練プログラムへ参加することを可能にしかつ動機付けるため、支援的な社会政策およびその他の政策を発展させ、経済的環境およびインセンティブを創出すること；(c) 国の状況および慣行と一貫性を持った、教育・訓練提供システムの開発を促進させること；(d) ディーセントな条件下で働く有資格の教師および指導員が、根本的に重要であることを認識し、良質の教育および就業前訓練への投資に第一義的責任を負うこと；(e) 生涯学習を促進するための国家資格の枠組を発展させ、企業および雇用あっせん機関が技能の需要を供給に適合させることを補助し、各個人が訓練および進路を選択することを指導し、かつ事前の学習および過去に取得した技能、能力および経験の認定を促進させること；この枠組では、国家レベルでの透明性を失なわず、労働市場における技術および傾向の変化に対応させ、かつ地域間および地方間の違いを認識されるべきである；(f) 制度開発、事業の妥当性、質、および高い費用対効果についての基本原則として、国際、国家、地域、地方、分野、企業の各レベルでの訓練に関する社会的対話と団体交渉を強化すること；(g) 教育、訓練および生涯学習における男女間の機会均等を推進すること；(h) 若年者、未熟練労働者、障害者、移民、高齢労働者、原住民、少数民族、および社会的に疎外された者といったような、国として特別なニーズがあるとされる人々、および中小企業、インフォーマル経済、農村部門および自営労働者に対する、教育、訓練、および生涯学習の利用推進をはかること；(i) 社会的パートナーの、訓練に関する社会的対話への参加を可能にするための支援を提供すること；(j) 各個人に対して、彼ら自身とその他の者に、ディーセントワークを創出するための起業家的技能を発展させ、かつそれを適用させるための、教育、訓練および生涯学習、また、他の政策とプログラムを通じて支援および補助を行う。
6. (1) 加盟国は、教育および雇用前訓練ならびに失業者訓練に対する政府の第一義的責任に鑑み、かつ更なる訓練における社会的パートナーの役割、とくに職業経験の機会提供における使用者の役割が不可欠であることを認識して、生涯学習の概念の中で、協調した教育および訓練システムを確立、維持かつ改善すべきである。
- (2) 教育および雇用前訓練には、基礎知識、読み書きと計算の技能、ならびに適切な情報・通信技術の使用を組み入れた義務基礎教育が含まれる。
7. 加盟国は、教育および訓練への投資を決定する際には、比較可能な国、地域および分野で関係性のある指標を考慮すべきである。

## III. 教育及び雇用前訓練

8. 加盟国は次のことをすべきである：(a) 教育および雇用前訓練の責任を認識し、かつ社会的パートナーとの協力により、すべての者のエンプロイアビリティの強化および社会的一体性へのアクセス向上をはかること；(b) とくに若年時に教育および訓練機会を拒まれた成人のために、公式ではない教育および訓練への取り組みを発展させること；(c) 可能な限り、学習および訓練において、新し

い情報・通信技術の活用を奨励すること；(d) 労働関係法およびその他の形式の労働規則の上の、すべての関係者の権利義務に関する情報を伴った、職業、労働市場および進路に関する情報とその案内、および雇用カウンセリングの提供が行われるようにすること；(e) 教育および雇用前訓練プログラムが当を得たものであり、かつその質が維持されるようにすること；(f) 職業教育および訓練システムが、労働市場に適合する技能の開発と証明に適した機会を提供するため、開発かつ強化されるようにすること。

## IV. 能力開発

9. 加盟国は次のことをすべきである：(a) 社会的パートナーの参加を得て、各個人、企業、経済および社会全体として必要な能力についての傾向の特定を、絶えず推進すること；(b) 訓練における社会的パートナー、企業および労働者の役割を認識すること；(c) 団体交渉を含む二者間対話における、社会的パートナーの訓練分野でのイニシアティブを支援すること；(d) 訓練への投資と参加を推進させる積極策を提供すること；(e) 公式、非公式の学習を含め、職場での学習と経験を認定すること；(f) 次のことを通じて、職場での学習および訓練の拡大を推進すること；(・) 技能を向上させる実績のある仕事方法の活用；(・) 公的および民間の訓練提供者によるオン・ザ・ジョブまたはオフ・ザ・ジョブ訓練の体系化、および情報・通信技術の更なる活用；および(・) 訓練への参加を促進させる適切な社会政策および措置とあわせた新たな学習形式の活用；(g) 民間および公務使用者に、人材開発の最善方法の採用を促すこと；(h) 不平等を軽減する目的で、女性、また特定のグループ、経済分野、および特別の必要性を有する人々を対象とした訓練を推進し、実施するための機会均等戦略、措置およびプログラムを開発すること；(i) すべての労働者のための進路指導および技能向上、また、仕事が危機的状況にある従業員再訓練のための支援への、均等な機会および利用を推進すること；(j) 多国籍企業に対して、企業のニーズを満たしかつ国の発展に寄与するため、本国および出先国におけるすべてのレベルの従業員への訓練を提供するように求めること；(k) 公務部門における社会的パートナーの役割を認識しつつ、すべての公務部門の従業員にとって、公平な訓練の政策と機会を推進すること；
- (l) 各個人に、仕事、家庭、および生涯学習の利益を両立させることを可能にするための支援的政策を推進すること。

## V. ディーセントワークおよび社会的一体性のための訓練〈略〉

## VI. 技能の認定および証明の枠組

11. (1) 取得した国、また取得方法が公式か非公式にかかわらずなく、事前学習および以前の経験などの技能の評価、証明および認定のための透明なメカニズムの開発、実施および資金拠出を推進するための措置を、社会的パートナーと協議し、かつ国の資格枠組を活用して採用すべきである。
- (2) そうした評価は、客観的、非差別的で、かつ基準と連係した方法とするべきである。
- (3) 国の枠組には、技能が持ち運び可能であり、かつ分野、産業、企業、および教育機関各間にわたって認定が確保される、信頼できる証明システムを含むべきである。
12. 移民労働者に対する技能および資格の認定、およびその証明を確保するための特別の規定を設けるべきである。

## VII. 訓練提供者

13. 加盟国は、社会的パートナーと協力して、各個人および企業の異なったニーズを満たし、資格の高質な基準、能力の認定と可搬性および国の品質保証枠組の中の資格認定を確保するため、多様な訓練の提供を推進すべきである。
14. 加盟国は次のことをすべきである：(a) 訓練提供者の資格証明に関する枠組を開発すること；(b) 訓練の拡大および多様化を推進する際の、政府および社会的パートナーの役割を特定すること；(c) 公的制度の中に品質保証を組み入れ、民間訓練市場の中でその開発を推進し、その教育および訓練の結果を評価にかけること；(d) 指導員の品質基準を開発し、かつ指導員がその基準を満たすための機会を創設すること。

## VIII. 進路指導および訓練支援サービス

15. 加盟国は次のことをすべきである：(a) 個人の生涯を通じて、職業と進路についての情報と指導、就職あっせんサービスと職業検索技術、および訓練サービスへの参加と利用を保証し、かつ促進させること；(b) 情報・通信技術の活用、また、進路についての情報/指導および訓練支援サービスにおける従来からの最善の慣行の活用を推進し促進させること；(c) 社会的パートナーと協議の上で、職業と進路の情報および指導に関して、雇用サービス、訓練提供者、および他の関連サービス提供者の役割および責任を特定すること；(d) 起業に関する情報と案内を提供し、起業家としての技能を向上させ、かつ、とりわけ成長およびディーセントワークを創出するに当たって重要な企業の役割について、広く教育者および指導員の間での認識を高めること。

## IX. 人材開発、生涯学習および訓練における調査〈略〉

## X. 国際技術協力〈略〉

(連合仮訳)